

静岡文化芸術大学修学サポート室規則

(趣旨)

第1条 静岡文化芸術大学学則第49条の規定に基づき修学サポート室(以下「サポート室」という。)を置き、運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 サポート室は、発達障害、身体障害、精神障害など障害のある学生をはじめ、広く修学上の困難を抱える学生の相談等(以下「学生相談」という。)に応じ、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 サポート室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1)学生相談

修学支援、生活支援等に関する相談に対する助言及び指導を行う。

(2)修学サポート

修学支援を必要とする学生から授業に関する要望を聞き支援の方法を検討し、必要に応じて教員へ伝える等のコーディネートを行う。

(3)教職員への啓発

障害を持つ学生への接し方、対応等について随時助言を行うとともに、啓発活動を行う。

(4)その他

障害のある学生の修学支援及び生活支援等に関する必要な事項

(組織)

第4条 サポート室に、次の各号に掲げる職員を置く。

(1)室長

(2)学部ごとに、学長が指名する教員1名(以下「コーディネーター教員」という。)

(3)支援相談員

2 室長は、学生部長をもって充てる。

3 第1項第2号の職員の任期は、原則として4年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(学内組織との連携)

第5条 サポート室は、業務を行うに当たり、学生の修学指導に関する事務を所掌する学生支援室及びダイバーシティ推進委員会と、緊密な連携を図るものとする。

2 サポート室は、学生の相談内容等により、必要に応じて保健室、学生相談室、学生委員会、教務委員会その他の関係学内組織と連携を図るものとする。

(事務)

第6条 サポート室の事務は、学生支援室において処理する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年9月1日から施行する。